

第19回

株式会社フレクト

定時株主総会 招集ご通知

FLECT

証券コード：4414

日時

2024年6月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング3階 第1会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より、格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社はクラウド先端テクノロジーとデザインで企業のDXを支援する、マルチクラウド・インテグレーターです。

基盤事業であるクラウドインテグレーションサービスにおいては、Salesforceプラットフォームをベースとしたマルチクラウド上でのIoT/MobilityやAIのサービスづくり、B2B向け/リアル店舗と連携するECサービス、企業オリジナルのオンラインビデオや顧客とつながるコミュニティサービスの開発、API連携プラットフォームのMuleSoft導入支援、ID管理ソリューションのOkta Customer Identity Cloudの導入支援等、顧客体験の向上を実現する「攻めのDX」支援のプロフェッショナルサービスを提供しております。

Cariotサービスにおいては、「クルマと企業をつなぐドライバー働き方改革クラウド」のサービスコンセプトのもと、法人車両のリアルタイム位置情報活用と運転日報のデジタル化機能を中心とした車両管理業務のDXにより、現場の業務効率化と安心・安全を提供しております。

2024年3月期においては、引き続き旺盛なDX支援の引き合いを背景に、クラウドインテグレーションサービスが業績を牽引しました。大手企業のSalesforceプラットフォームを活用したマルチクラウド案件、MuleSoft導入支援に加え、官公庁・公共領域の案件も獲得し、過去最高の業績となりました。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営方針として、今後も事業展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役CEO 黒川幸治

証券コード 4414
2024年6月5日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社フレクト
代表取締役CEO 黒川幸治

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第19回定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト (<https://www.flect.co.jp/ir/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（フレクト）又は当社証券コード（4414）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択し、ご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができません。書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月19日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによって議決権を行使する場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願いします。

敬具

- 記
1. 日 時 2024年6月20日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 3階 第1会議室
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名の選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

・計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 事前に質問をする場合

指定の専用ウェブサイトより、本株主総会の報告事項及び決議事項に関して、事前にご質問いただけます。多く寄せられたご質問につきましては、株主総会当日あるいは後日当社ウェブサイトにて回答させていただきます。

※個別回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

専用ウェブサイト：[https://web.sharely.app/e/flect-19/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/flect-19/pre_question)  
<必要事項> 株主番号、郵便番号



### 1. 事前質問受付期間

2024年6月5日（水曜日）～2024年6月17日（月曜日）午後6時まで

### 2. アクセス方法

- ① 上記のURLを入力いただくか、二次元コード（QRコード）を読み込み、事前質問専用ウェブサイトにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら議決権行使書用紙に記載されています「株主番号」「郵便番号」の2項目を入力しログインしてください。
- ③ 事前質問フォームにアクセスしましたら、「議案を選択」ボタンから対象となる議題を選択の上、質問内容欄にご質問を150文字以内で入力してください。
- ④ 最後に画面右下の「送信する」ボタンをクリックしてください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2024年6月19日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- ① パソコンによる方法
    - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
    - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
  - ② スマートフォンによる方法
    - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
    - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. ①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4.議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

【システム等に関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 株主様向けライブ配信のご案内

本株主総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。  
※ライブ配信をご視聴いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

接続先：<https://web.sharely.app/login/flect-19>  
<必要事項> 株主番号、郵便番号



### 1. 配信日時

2024年6月20日（木曜日）午前10時から

### 2. アクセス方法

- ① 上記のURLを入力いただくか、二次元コード（QRコード）を読み込み、ライブ配信ウェブサイトへアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている上記必要事項の2項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

### 【バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口】

電話番号：03-6683-7664

受付時間：2024年6月20日（木曜日）午前9時から総会終了まで



## ご注意事項

- ・当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、決議にご参加いただくことができません。株主の皆様におかれましては、議決権の行使につきましては書面又はインターネットによる事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後6時（到着）までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日質問及び動議を提出する可能性がある株主様は、本株主総会会場へ直接ご出席ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・本株主総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみ撮影となっております。ご理解くださいませようお願い申し上げます。
- ・その他配信システムに関するご不明点につきましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (招集)<br>第13条 当会社の定時株主総会は、営業年度<br>末日の翌日から3か月以内に招集し、臨<br>時株主総会は、必要に応じて招集する。<br>(新 設) | (招集)<br>第13条 当会社の定時株主総会は、営業年度<br>末日の翌日から3か月以内に招集し、臨<br>時株主総会は、必要に応じて招集する。<br><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない<br/>株主総会とすることができる。</u> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | くろ かわ こう じ 治<br>黒 川 幸 治<br>(1979年2月27日) | 2000年5月 株式会社フィアコミュニケーションズ設立<br>同社 代表取締役就任<br>2005年8月 当社設立<br>代表取締役CEO就任（現任）<br>2017年3月 合同会社クロ設立<br>同社代表社員就任（現任）<br>2022年4月 Cariot事業部 事業部長就任（現任） | 3,000株<br>(※)     |
| <p><b>【選任理由】</b></p> <p>黒川幸治氏を取締役候補者とした理由は、2005年の当社設立以来、当社のミッションである「インターネットを通じてみんなの人生満足を追求する」の実現に向け、代表取締役CEOとして経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。</p> <p>(※) 黒川幸治氏は、合同会社クロの代表社員を兼務しており、同社は、同氏の資産管理を行っております。同社は、当社の株式を1,831,600株所有しているため、同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当いたします。</p> |                                         |                                                                                                                                                 |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|           | おお はし まさ おき<br>大 橋 正 興<br>(1979年8月28日)                                                                                                                                                                                                                           | 2004年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニ<br>ケーションズ株式会社入社<br>2007年3月 当社入社<br>2009年6月 取締役COO、クラウドインテグレーシ<br>ョン事業部 事業部長就任 (現任) | 161,400株          |
| 2         | <p><b>【選任理由】</b></p> <p>大橋正興氏を取締役候補者とした理由は、ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社にて職務を経験後、2007年3月に当社に入社。その後、当社のCTOを経て、取締役及びクラウドインテグレーション事業部事業部長としての職務を果たしており、2016年には「日本のIoTを変える99人」に選ばれ、新規事業の創出 (Cariot) やビジネス化の旗振り役として、当社の成長を牽引しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とするものであります。</p> |                                                                                                               |                   |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、黒川幸治氏及び大橋正興氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（但し、悪意又は重過失の場合を除く）補償契約を締結しております。  
黒川幸治氏及び大橋正興氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で引き続き当該補償契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、悪意又は重過失の場合を除く）。  
黒川幸治氏及び大橋正興氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしますのであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                      | てつかわ ようすけ<br>鏡川陽介<br>(1980年3月25日) | 2002年4月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所<br>2006年7月 株式会社電通 入社<br>2009年7月 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー入社<br>2012年11月 税理士法人インプルーブ 設立<br>代表社員就任（現任）<br>2014年3月 株式会社グロース・コンティニュー<br>代表取締役就任（現任）<br>2017年7月 当社 監査役就任<br>2018年4月 当社 取締役・監査等委員就任（現任） | 200株           |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br/>                     鏡川陽介氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。上記理由から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                     | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                             | ふじ わら あき ひと<br>藤 原 章 一<br>(1962年9月8日)    | 1986年8月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社<br>2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 執行役員<br>2014年4月 株式会社リクルートホールディングス 顧問<br>2014年6月 同社 常勤監査役<br>2018年4月 当社 取締役・監査等委員就任（現任）                                                                          | 400株                   |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>藤原章一を取締役候補者とした理由は、情報ネットワーク、事業システムへの構築に長年にわたって従事されており、また、株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートにおいて、常勤監査役を歴任されていたことから、これらの豊富な経験をもとに当社の経営を監督していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                                             |                        |
| 3                                                                                                                                                                                                             | お がわ しゅう や 哉<br>小 川 周 哉<br>(1980年10月13日) | 2008年12月 第二東京弁護士会登録<br>2009年1月 TMI総合法律事務所入所<br>2014年5月 デューク大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)<br>2014年8月 TMI総合法律事務所シリコンバレーオフィス勤務<br>2014年11月 ニューヨーク州弁護士資格取得<br>2015年7月 TMI総合法律事務所東京オフィス復帰<br>2018年1月 TMI総合法律事務所パートナー就任（現任）<br>2018年4月 当社 取締役・監査等委員就任（現任） | 300株                   |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小川周哉氏を取締役候補者とした理由は、日本のみならず米国においても弁護士資格を取得しており、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p>                  |                                          |                                                                                                                                                                                                                                             |                        |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 銕川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、銕川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏を独立役員に指定し、株式会社東京証券取引所に届

け出ております。

4. 鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（但し、悪意又は重過失の場合を除く）補償契約を締結しております。鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、悪意又は重過失の場合を除く）。鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 鍔川陽介氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年2ヶ月となります。
8. 藤原章一氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年2ヶ月となります。
9. 小川周哉氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年2ヶ月となります。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、2019年6月27日開催の第14回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の年間報酬総額の上限100,000千円とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）を対象に当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

（詳細は下記(2)以降のとおり。）

|                                   |                                                                                |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者          | ・当社の取締役（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）                                               |
| ② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響    | ・2事業年度を対象として上限38百万円                                                            |
| 当社が拠出する金員の上限（下記(2)の通り。）           | ・2事業年度を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限は13,000株                                  |
| 取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)の通り。） | ・上記の上限交付株式数の1事業年度あたりの平均である6,500株の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.11% |
| 当社株式の取得方法（下記(2)の通り。）              | ・当社からの第三者割当による自己株式処分、新株の発行又は株式市場からの取得                                          |
| ③ 取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(4)の通り。）  | ・原則として、対象期間中の各事業年度終了後<br>但し、交付時から3年間若しくは退任後1年を経過するまでの期間の譲渡制限期間を設ける             |



## (2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する2事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とし、当初の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度を対象とします。

当社は、対象期間ごとに、合計38百万円の信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として対象期間2年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社からの第三者割当による自己株式処分、新株の発行又は株式市場から当社株式を取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記（4）の通り。）の付与を行い、本信託は予め定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を2年間延長し、信託期間の延長以降の2事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、38百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、38百万円の範囲内とします。

## (3) 取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、対象期間中に取締役に毎年交付するポイント数により定まります。取締役には、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ決められた株式報酬額を基にポイントの付与を行い、各事業年度終了後に当社株式等の交付等を行います。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

本信託の信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、信託期間（2年間）ごとに13,000株を上限とします（以下「上限交付株式数」という。）。この上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

## (4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、原則として対象期間中の各事業年度終了後、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。このとき、当該取締役は、ポイント数の

一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、本信託内の当社株式に関して支払われた配当金についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭の給付を受けるものとします。

(5) 譲渡制限期間

本制度を通じて取締役が毎年交付される当社株式は、交付時から3年間若しくは退任後1年を経過するまでの期間、株式交付規程に基づき譲渡制限期間を設けることとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

当社の監査等委員でない取締役は、その報酬のうち一定割合について、証券会社が提供する株式累積投資制度を活用し、毎月定額にて継続的に市場から自社株式を取得しておりましたが、本制度の導入後は当該株式累積投資制度の活用を終了します。

## 第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、2019年6月27日開催の第14回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限50,000千円とは別枠として、当社の監査等委員である取締役を対象に当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、監査等委員である取締役の中長期的企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。但し、監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行を監査する機能を担っていることに鑑み、交付する株式数は業績とは連動させず、固定的に付与するものとしたします。これらにより、本制度の導入は相当であると考えております。

本制度の対象となる監査等委員である取締役の員数は、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、第4号議案と同様に、当社が拠出する監査等委員である取締役の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて監査等委員である取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

（詳細は下記(2)以降のとおり。）

|                                           |                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者                  | ・ 監査等委員である取締役                                                                                                                            |
| ② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響            |                                                                                                                                          |
| 当社が拠出する金員の上限（下記(2)の通り。）                   | ・ 2事業年度を対象として上限7百万円                                                                                                                      |
| 監査等委員である取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)の通り。） | ・ 2事業年度を対象として監査等委員である取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限は3,000株<br>・ 上記の上限交付株式数の1事業年度あたりの平均である1,500株の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.02% |
| 当社株式の取得方法（下記(2)の通り。）                      | ・ 本制度当社からの第三者割当による自己株式処分、新株の発行又は株式市場からの取得                                                                                                |
| ③ 監査等委員である取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(4)の通り。）  | 原則として、対象期間中の各事業年度終了後<br>但し、交付時から3年間若しくは退任後1年を経過するまでの期間の譲渡制限期間を設ける                                                                        |

## (2) 当社が拠出する金員の上限

連続する2事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とし、当初の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに、合計7百万円の信託金を拠出し、受益者要件を充足する監査等委員である取締役を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社からの第三者割当による自己株式処分、新株の発行、又は株式市場から当社株式を取得します。当社は、対象期間中、監査等委員である取締役に対するポイント（下記（4）の通り。）の付与を行い、本信託は予め定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を2年間延長し、信託期間の延長以降の2事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、7百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、監査等委員である取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（監査等委員である取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、7百万円の範囲内とします。

## (3) 監査等委員である取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

監査等委員である取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、付与されるポイント数により定まります。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

本信託の信託期間中に監査等委員である取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、信託期間（2年間）ごとに3,000株を上限とします（以下「上限交付株式数」という。）。この上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

#### (4) 監査等委員である取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した監査等委員である取締役は、原則として対象期間中の各事業年度終了後、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。このとき、当該監査等委員である取締役は、ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、本信託内の当社株式に関して支払われた配当金についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭の給付を受けるものとします。

#### (5) 譲渡制限期間

本制度を通じて監査等委員である取締役に毎年交付される当社株式は、交付時から3年間若しくは退任後1年を経過するまでの期間、株式交付規程に基づき譲渡制限期間を設けることとします。

#### (6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

#### (ご参考)

当社は、これまで当社監査等委員である取締役の報酬の一定額につき、証券会社が提供する株式累投制度を活用し、毎月市場から自社株式を取得しておりましたが、本制度導入に伴い、当該取組については終了します。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、コーポレートビジョンである「あるべき未来をクラウドでカタチにする」のもと、クラウド先端テクノロジーとデザインで企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を支援するマルチクラウド・インテグレーターです。

当事業年度におけるわが国の経済は、経済活動の回復が進展しつつある一方で、物価上昇、海外経済の減速懸念等、先行き不透明感が継続しております。

当社が属するDX市場に関して、DXには様々定義がありますが、日本経済団体連合会によれば、単純な改善や自動化、効率化をもってDXとは言い難く、社会の根本的な変化に対して、新たな価値を創出するための改革がDXと定義されております（出典：日本経済団体連合会「Digital Transformation(DX)」2020年5月19日）。コスト削減を目的とした、紙からデジタルへの置き換えといった社内のアナログな業務やデータをデジタル化する「守りのDX」から、収益や顧客エンゲージメントの向上を目的とした、新しい顧客体験を創出する「攻めのDX」にシフトすることが求められています。「攻めのDX」のステップとして、顧客接点の変革、サービス商品の変革、最後にビジネスモデルの変革となり、達成難度も高く、これを実現すると企業の高い競争力が獲得でき、この「攻めのDX」こそがDXの本質と言えます。

日本企業において、ビジネス変革等の「攻めのDX」の必要性を強く感じる割合が約9割となりますが、その背景にはデジタル技術の普及による自社の優位性や競争力が低下することの懸念があります（出典：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「デジタル・トランスフォーメーション推進人材の機能と役割のあり方に関する調査(2019年5月17日)」)。一方で、顧客への新たな価値を創造するDXで成果が出ている企業の割合はわずか8.3%であり、DX推進の上位課題に「人材・スキルの不足」といった人や組織の課題が挙げられております（出典：一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)「企業IT動向調査報告書2024（2024年3月31日）」）。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、各企業においてはリモートコ



コミュニケーションを含めた業務のオンラインへのサービス転換や柔軟な労働環境への急速なシフト等の取り組みが加速し、DXは喫緊の経営課題となっております。

このような環境下、国内DX市場の規模は、2022年度の3兆4,838億円から2030年度には8兆350億円に拡大すると予測されております（出典：株式会社富士キメラ総研「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）。また、DX実現を支える国内パブリッククラウドサービス市場は2023年～2028年にかけて15.7%の年平均成長率で推移し、2028年の市場規模は2023年比2.1倍の6兆5,146億円になることが予測されております（出典：IDC Japan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2024年～2028年」）。

当社においては、「クラウドインテグレーションサービス」及び「Cariotサービス」の2つのサービスについて事業運営を行ってまいりました。なお、当社の事業はクラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

#### （クラウドインテグレーションサービス）

当事業年度において、新規顧客を多数獲得しながらも既存顧客の取引拡大を実現し、過去最高の売上高となりました。大手企業（注1）の「四半期契約顧客数（注2）」は48社（前事業年度は33社。前四半期は41社）となり、大手企業の「顧客当たりの四半期平均売上高（ARPA）（注3）」については36.4百万円（前年同期は41.7百万円。前四半期は39.2百万円）となりました。

取り組みとしては、従来からの強みであるIoT/MobilityやAIのサービスづくり、法人向けECサービス(B2B)やリアル店舗と連携するECサービス(B2C)、顧客とつながるコミュニティサービス、API（注4）連携及びID統合のプラットフォーム構築による顧客体験の向上といった「攻めのDX」を支援しました。

大手企業の主力事業領域におけるSalesforceプラットフォームを活用したマルチクラウド案件が業績貢献しました。また、新規で導入支援を開始した「Salesforce Data Cloud」についても、受注活動に取り組み、来期以降の案件獲得を見込んでいます。

強みの一つであるAPI連携プラットフォームのMuleSoft導入支援については、複数の新規顧客獲得に加え、当第3四半期会計期間に発生した既存顧客からの大口の追加引き合いが継続しており、取引規模の更なる拡大を実現しました。

新たに注力しているID認証プラットフォームの導入支援は、複数の新規顧客を獲得し、来期以降の取引拡大を見込んでいます。

クラウドエンジニア等の専門職従業員数（注5）については、2024年3月末時点で275人（前年同期は192人、前四半期は258人）となり、期初計画253人を大きく上回る結果となりました。

注

1. 大手企業：日経225、日経400、日経500のいずれかに採用されている企業、または当該企業のグループ企業や当該企業に準ずる売上（1,000億円以上）規模の企業
2. 四半期契約顧客数：再販案件を除いた四半期会計期間における契約顧客数。再販案件とは当社が仕入れたライセンスを顧客に再販売するリセールにあたり、当社においては金額が僅少なため、当該顧客は除く
3. 顧客当たりの四半期平均売上高（ARPA）：Average Revenue per Accountの略（顧客当たりの平均売上高）で、再販案件を除いた顧客当たりの四半期平均売上高。再販案件を除いた四半期売上高÷四半期契約顧客数により算出
4. API：Application Programming Interfaceの略でソフトウェア同士が互いに情報をやりとりするのに使用するインタフェース仕様
5. クラウドエンジニア等の専門職従業員：事務職を除いたクラウドインテグレーションサービス部門のエンジニア、マネージャー等の専門職

（Cariotサービス）

当事業年度において、「クルマと企業をつなぐドライバー働き方改革クラウド」のサービスコンセプトのもと、製品競争力を引き続き向上させました。マーケティング及び営業活動においては、主なターゲット顧客である中小企業に加え、中堅・大手企業にも営業対象を広げた結果、契約数は358件と過去最高を更新しながら、ARPA及びARR（注6）の上昇を実現しました。引き続き、競争優位性が生かせる領域へ注力しながら着実な事業展開を図っていきます。

注

6. ARR：Annual Recurring Revenueの略。月末のMRR（Monthly Recurring Revenueの略で月間経常収益）を12倍して算出した年間経常収益

上記により、当事業年度は、売上高6,928,611千円（前年同期比30.6%増）、売上総利益3,001,516千円（前年同期比46.7%増）、営業利益757,378千円（前年同期比193.5%増）、経常利益751,825千円（前年同期比194.7%増）、当期純利益440,471千円（前年同期比98.0%増）となりました。



- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第16期<br>(2021年3月期) | 第17期<br>(2022年3月期) | 第18期<br>(2023年3月期) | 第19期<br>(当事業年度)<br>(2024年3月期) |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                             | 2,559              | 3,642              | 5,305              | 6,928                         |
| 経常利益<br>(△経常損失)(百万円)                 | △186               | 240                | 255                | 751                           |
| 当期純利益<br>(△当期純損失)(百万円)               | △194               | 266                | 222                | 440                           |
| 1株当たり当期純利益<br>(△1株当たり)(円)<br>(当期純損失) | △37.60             | 49.60              | 37.77              | 73.42                         |
| 総資産(百万円)                             | 1,499              | 2,692              | 2,881              | 4,010                         |
| 純資産(百万円)                             | 243                | 1,291              | 1,530              | 1,988                         |
| 1株当たり純資産(円)                          | △84.83             | 221.25             | 257.06             | 328.92                        |

- (注) 1. 当社は、2021年9月28日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び親会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社が認識している対処すべき課題は次の通りです。

### ① 人材の確保及び育成

当社が属するクラウド市場では、殊にエンジニアの人材不足が深刻化しております。当社が提供するサービスは、エンジニアの技術力によるところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社が成長を持続していくためには、専門性を獲得できるエンジニアを安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対処するため、中途採用

では、入社者の実に9割以上のエンジニアがクラウド開発未経験者であり、その代わりにコンピュータを用いた情報処理について学んだエンジニアを積極的に採用しております。クラウドの高い専門性については、教育イネーブルメントの専門チームによる入社後のオンボーディングや技術研修のスキームを構築しており、マルチな専門性を持つエンジニアに育成する仕組みがあります。そのほか、社内外研修への参加、資格取得の推奨、自社独自のEラーニングシステムの運用を行っており、継続的に人材の確保及び育成に注力してまいります。

## ② マルチクラウド強化

当社クラウドインテグレーションサービスにおいては、クラウドパートナーであるSalesforceを中心にAmazon Web ServicesやHeroku、MuleSoft、Tableau、Oktaなどにより、プロジェクトの引き合いをいただくことで、効率的な案件獲得体制を実現しております。更なる契約顧客数の増加及び既存顧客のクロスセルによるARPAの増加に向け、マルチクラウドの強化を推進してまいります。

## ③ クラウド先端テクノロジーへの研究開発

当社には、研究開発を起点としたクラウド先端テクノロジーによる高付加価値を創出する事業サイクルがあり、研究開発で得たクラウド先端テクノロジーを、企業や社会で発生するイシューに対していち早く適用していきます。このノウハウを蓄積し、クラウド先端テクノロジーをパッケージ化することで、同様なイシューへ横展開し、他の企業が知見を持たない特定領域において先行して競争優位性を確立していきます。この競争優位性を維持・向上させていくために、継続的に研究開発に取り組んでまいります。

## ④ 情報管理体制について

当社は、顧客の機密情報や個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

## ⑤ Cariotサービスの売上拡大

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、Cariotサービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。引き続き、積極的なCariot製品開発に加えて、マーケティング・セールス活動及びカスタマーサクセス活動への注力を行い、新規顧客の開拓及び既存顧客との取引維持・拡大に積極的に取り組んでまいります。

## (5) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

## (6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

| 事業区分                      | 事業内容                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラウド<br>インテグレーション<br>サービス | <ul style="list-style-type: none"><li>・DX支援のプロフェッショナルサービス</li><li>・クラウド先端テクノロジーとデザインで新しい顧客体験をカタチにする「攻めのDX」を支援</li><li>・既存事業や新規事業のデジタル変革をサービス企画からデザイン、マルチクラウド開発、運用までをワンストップで提供</li></ul>                             |
| Cariotサービス                | <ul style="list-style-type: none"><li>・クルマと企業をつなぐドライバー働き方改革クラウド「Cariot」サービスの提供</li><li>・法人車両のリアルタイム位置情報活用と車両管理業務のDXにより、現場の業務効率化と安心・安全を提供する自社のクラウドサービス</li><li>・ドライバーを中心に管理者やスタッフ、顧客などクルマに関わる全ての人の働き方改革を支援</li></ul> |

## (7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

## (8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 324人 | 81人       | 37.1歳 | 2.7年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

## (9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行    | 201百万円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 193百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 190百万円 |

## (10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,022,480株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は45,920株増加しています。

(3) 株主数 1,171名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                                          | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 合同会社クオ                                                       | 1,831,600株 | 60.59% |
| 大橋正興                                                         | 161,400株   | 5.33%  |
| S a l e s f o r c e , I n c .                                | 138,300株   | 4.57%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                          | 125,100株   | 4.13%  |
| J.P.Morgan Securities plc                                    | 60,220株    | 1.99%  |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                  | 44,197株    | 1.46%  |
| フレクト従業員持株会                                                   | 35,700株    | 1.18%  |
| BNYM SA/VA FOR BNYM FOR BNYM GCM<br>CLIENT ACCTS M I L M F E | 23,720株    | 0.78%  |
| BNYMSANV RE GCLBRE JP RD LMGC                                | 22,700株    | 0.75%  |
| 株式会社 S B I 証券                                                | 22,000株    | 0.72%  |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                           | 第 3 回 新 株 予 約 権                               |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2015年8月31日                                | 2018年7月30日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 3個                                        | 10,300個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 30,000株<br>(新株予約権1個につき 10,000株)      | 普通株式 20,600株<br>(新株予約権1個につき 2株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 400,000円<br>(1株当たり 40円)        | 新株予約権1個当たり 1,500円<br>(1株当たり 750円)             |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2017年9月1日から<br>2025年8月30日まで               | 2020年8月1日から<br>2028年7月30日まで                   |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                     | (注) 2                                         |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 3個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —             |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —         | 新株予約権の数 5,200個<br>目的となる株式数 10,400株<br>保有者数 3名 |

- (注) 1. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は、権利者が、権利行使時においても、会社、子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、会社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割

- り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
2. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位    | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|-------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役 C E O | 黒 川 幸 治 | Cariot事業部 事業部長                                     |
| 取 締 役 C O O | 大 橋 正 興 | クラウドインテグレーション事業部 事業部長                              |
| 取締役・監査等委員   | 鍔 川 陽 介 | 公認会計士<br>税理士法人インプローブ 代表社員<br>株式会社グロス・コンティニュー 代表取締役 |
| 取締役・監査等委員   | 藤 原 章 一 |                                                    |
| 取締役・監査等委員   | 小 川 周 哉 | 弁護士<br>TMI総合法律事務所 パートナー弁護士                         |

- (注) 1. 取締役・監査等委員鍔川陽介氏、取締役・監査等委員藤原章一氏及び取締役・監査等委員小川周哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役・監査等委員鍔川陽介氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役・監査等委員藤原章一氏は情報ネットワークや事業システムの構築等に長年従事し、株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートにおいて、常勤監査役を務めていたことから、当社のビジネスを推進するにあたりIT・システム領域の事業執行に関して相当程度の経験及び知見を有するものであります。取締役・監査等委員小川周哉氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### **(3) 補償契約の内容の概要等**

当社は、取締役黒川幸治氏及び大橋正興氏、取締役・監査等委員鎌川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失の場合には補償の対象としないこととしております。

### **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失の場合には上記保険契約による填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会における協議にて決定、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議にて決定することとしております。監査等委員でない取締役報酬の内容は、基本報酬、単年の業績等に連動する賞与（短期インセンティブ）、株式取得報酬から構成されており、監査等委員である取締役の報酬は基本報酬、株式取得報酬で構成されております。

単年の業績等に連動する賞与（短期インセンティブ）の個人別支給額は、基準額に、売上高計画達成率に基づく支給係数、当期純利益計画達成率に基づく支給係数および個人評価係数の合計を乗じたものとし、詳細は下記の通りとなっております。

(1)基準額は、役位・役割に応じた金額とします。

(2)売上高計画達成率に基づく支給係数は、売上高計画達成率に応じて、支給係数0～200%（標準100%）の範囲で評価結果を設定することとし、評価結果に対しウエイト配分を乗じた数値とします。

(3)当期純利益計画達成率に基づく支給係数は、当期純利益計画達成率に応じて、支給係数0～200%（標準100%）の範囲で評価結果を設定することとし、評価結果に対しウエイト配分を乗じた数値とします。

(4)個人評価係数は、評価点に応じて、支給係数0～200%（標準100%）の範囲で評価結果を設定することとし、評価結果に対しウエイト配分を乗じた数値とします。

単年の業績等に連動する賞与（短期インセンティブ）の業績指標については、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて売上成長と収益性が重要と考え、売上高及び当期純利益を選定しました。なお、2024年3月期の業績指標について、売上高は目標6,395百万円に対して実績6,928百万円となり、当期純利益は目標385百万円に対して実績440百万円となりました。

株式取得報酬については、経営へのコミットメントを高め、株主の皆様との価値共有を促し、中長期にわたる企業価値向上を目指すことを目的として、報酬金額のうち一定割合について、自社株式の買付に充てることとしております。株式取得報酬については、証券会社が提供する株式累積投資制度を活用し、毎月定額にて継続的に市場から自社株式を取得することとしております。なお、2024年6月20日開催の株主総会において監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いする議案を付議しております。本制度が導入された場合、株式取得報酬は廃止となります。

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の報酬決定にあたっては、会社業績、景況感、競合他社の状況等をもとに、取締役毎の業績、期待値、ケイパビリティを総合的に勘案し決定することとしております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関しては、2019年6月27日開催の株主総会において監査等委員でない取締役の年間報酬総額の上限を100,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、2名（うち、社外取締役は0名）であります。また、監査等委員である取締役の年間報酬総額については、2019年6月27日開催の株主総会において上限を50,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）であります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                        | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |              |                   | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------|-------------------|----------------|
|                                            |                    | 基本報酬               | 賞 与          | 株式取得報酬            |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員である<br>取締役を除く)<br>(うち社外取締役) | 56,151<br>(-)      | 36,996<br>(-)      | 9,455<br>(-) | 9,700<br>(-)      | 2名<br>(-)      |
| 監査等委員である取締役<br>(うち社外取締役)                   | 18,999<br>(18,999) | 17,100<br>(17,100) | -<br>(-)     | 1,899<br>(1,899)  | 3名<br>(3名)     |
| 合 計<br>(うち社外取締役)                           | 75,151<br>(18,999) | 54,096<br>(17,100) | 9,455<br>(-) | 11,600<br>(1,899) | 5名<br>(3名)     |

上記金額は当事業年度において費用計上した額を記載しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役・監査等委員鎌川陽介氏は、税理士法人イングループ代表社員、株式会社グロース・コンティニュー代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役・監査等委員小川周哉氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 鎌川陽介 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>               |
| 取締役 藤原章一 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、情報ネットワーク、事業システムに関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の業務執行の適法性及び妥当性について適宜、必要な発言を行っております。</p> |
| 取締役 小川周哉 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>               |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

|                          | 報酬等の額    |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 15,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、企業行動規範及びコンプライアンス規程その他の規程を制定しております。

当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社に対する内部監査を実施いたします。当社は、当社の取締役及び従業員が、監査等委員又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置し、その内容は内部通報規程において定めております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の遂行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社のリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社のリスクを網羅的・統括的に管理しております。

当社は、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、リスク管理規程及び当社のコンティンジェンシー・プランである「業務継続計画（BCP）」及び「災害対策マニュアル」並びに「災害対策マニュアル（感染症）」を策定し、当社の役員及び従業員に周知しております。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、三事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社の重点経営目標及び予算配分等を定めております。また、業務執行取締役、執行役員及び各業務部門の責任者が適宜出席する経営会議を原則毎週1回開催し、経営情報の共有と業務運営の効率化を図っております。  
当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定しております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制  
当社は、内部統制を担当する部署をコーポレート本部とし、各事業における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて従業員への指導・支援を実施いたします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当社は、監査等委員会の職務を補助するため、1名以上の従業員によって構成される監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。
- ⑦ 上記⑥の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、コーポレート本部担当者に監査業務を補助させます。当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保しております。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員に報告するための体制  
その他監査等委員会への報告に関する体制  
当社の取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとし、当社の内部通報制度の担当部署は、当社の取締役及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行うものとし、



- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明された場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役CEOは、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行うものとします。  
当社は、監査等委員会が、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行う機会を保障し、監査等委員会は必要に応じて顧問弁護士との意見交換を実施するものとします。
- ⑫ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 重要な会議の開催状況  
当事業年度において、取締役会を18回開催、取締役会決議があったものとみなす書面決議3回実施し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。  
また、経営会議については、原則毎週1回開催し、経営方針や経営戦略等の当社経営に関する重要事項の審議を行い、特に重要な事案については、経営会議で予め十分な議論を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保に努めております。

## ② コンプライアンスに関する取り組み

当事業年度において、コンプライアンス委員会を12回開催し、当社内におけるコンプライアンスに関する情報共有を行っております。また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しており、役員及び従業員を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査担当者において、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため、当社の取締役及び従業員が、当社監査等委員又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設けており、当該内部通報制度による通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けない旨を会社規則に定めております。また、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、役員及び従業員に向けた注意喚起を実施しております。

## ③ 監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において18回開催された取締役会への出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、毎月1回内部監査担当者と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について監査等委員と内部監査担当者が意見交換を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分については、経営の最重要課題の一つと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点では未定であります。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,605,351</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,503,933</b> |
| 現金及び預金          | 1,575,067        | 買掛金            | 367,413          |
| 売掛金及び契約資産       | 1,852,016        | 1年内返済予定の長期借入金  | 67,140           |
| 商 品             | 7,124            | 未払金            | 83,792           |
| 仕 掛 品           | 5,815            | 未払費用           | 113,127          |
| 貯 蔵 品           | 125              | 設備未払金          | 27,405           |
| 前 渡 金           | 5,737            | 未払法人税等         | 321,735          |
| 前払費用            | 146,603          | 未払消費税等         | 205,669          |
| その他の            | 12,860           | 前受金            | 114,824          |
| <b>固定資産</b>     | <b>404,962</b>   | 預り金            | 43,250           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>164,000</b>   | 賞与引当金          | 150,120          |
| 建物              | 17,937           | 役員賞与引当金        | 9,455            |
| 工具、器具及び備品       | 146,063          | <b>固定負債</b>    | <b>518,150</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>67,439</b>    | 長期借入金          | 518,150          |
| ソフトウェア          | 54,720           | <b>負債合計</b>    | <b>2,022,083</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 12,719           | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>173,523</b>   | <b>株主資本</b>    | <b>1,988,230</b> |
| 繰延税金資産          | 84,641           | 資本金            | 701,049          |
| その他の            | 88,881           | 資本剰余金          | 691,048          |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,010,314</b> | 資本準備金          | 691,048          |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>   | <b>596,530</b>   |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 596,530          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 596,530          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△397</b>      |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,988,230</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,010,314</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 6,928,611 |
| 売上原価         | 3,927,095 |
| 売上総利益        | 3,001,516 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,244,137 |
| 営業利益         | 757,378   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 11        |
| 助成金収入        | 670       |
| その他の         | 34        |
| 営業外費用        | 715       |
| 支払利息         | 6,240     |
| その他の         | 28        |
| 経常利益         | 6,268     |
| 特別損失         | 751,825   |
| 固定資産除却損      | 622       |
| 税引前当期純利益     | 622       |
| 法人税、住民税及び事業税 | 316,077   |
| 法人税等調整額      | △5,345    |
| 当期純利益        | 310,732   |
|              | 440,471   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株主資本    |              |                     |                                        |                     |      | 株<br>主<br>本<br>計 | 純資産<br>合 計 |
|---------------|---------|--------------|---------------------|----------------------------------------|---------------------|------|------------------|------------|
|               | 資本金     | 資 本 剰 余 金    |                     | 利 益 剰 余 金                              |                     | 自己株式 |                  |            |
|               |         | 資 本<br>準 備 金 | 資 本<br>剰 余 金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |      |                  |            |
| 当 期 首 残 高     | 692,163 | 682,162      | 682,162             | 156,058                                | 156,058             | △87  | 1,530,297        | 1,530,297  |
| 当 期 変 動 額     |         |              |                     |                                        |                     |      |                  |            |
| 新 株 の 発 行     | 8,886   | 8,886        | 8,886               | -                                      | -                   | -    | 17,772           | 17,772     |
| 当 期 純 利 益     | -       | -            | -                   | 440,471                                | 440,471             | -    | 440,471          | 440,471    |
| 自 己 株 式 の 取 得 | -       | -            | -                   | -                                      | -                   | △310 | △310             | △310       |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 8,886   | 8,886        | 8,886               | 440,471                                | 440,471             | △310 | 457,932          | 457,932    |
| 当 期 末 残 高     | 701,049 | 691,048      | 691,048             | 596,530                                | 596,530             | △397 | 1,988,230        | 1,988,230  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社フレクト  
取締役会 御中

### 監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 町 田 眞 友 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 永 利 浩 史 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレクトの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社フレクト 監査等委員会  
監査等委員 鏗 川 陽 介 ㊟  
監査等委員 藤 原 章 一 ㊟  
監査等委員 小 川 周 哉 ㊟

(注) 監査等委員鏗川陽介、藤原章一及び小川周哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 事業の内容

### ■ビジョン

# あるべき未来をクラウドでカタチにする

あらゆるヒト、モノがデジタルでつながる社会において、デジタルに最適化された新しい顧客体験をカタチにし、顧客中心型のビジネス変革を支援していきます。

### ■サービス概要

#### クラウドインテグレーション

##### DX支援のプロフェッショナルサービス

クラウド先端テクノロジーで新しい顧客体験をカタチにする「攻めのDX」を支援します。  
既存事業や新規事業のデジタル変革をサービス企画からデザイン、マルチクラウド開発、運用までをワンストップで提供するサービスです。



#### Cariot

##### クルマと企業をつなぐ ドライバー働き方改革クラウド

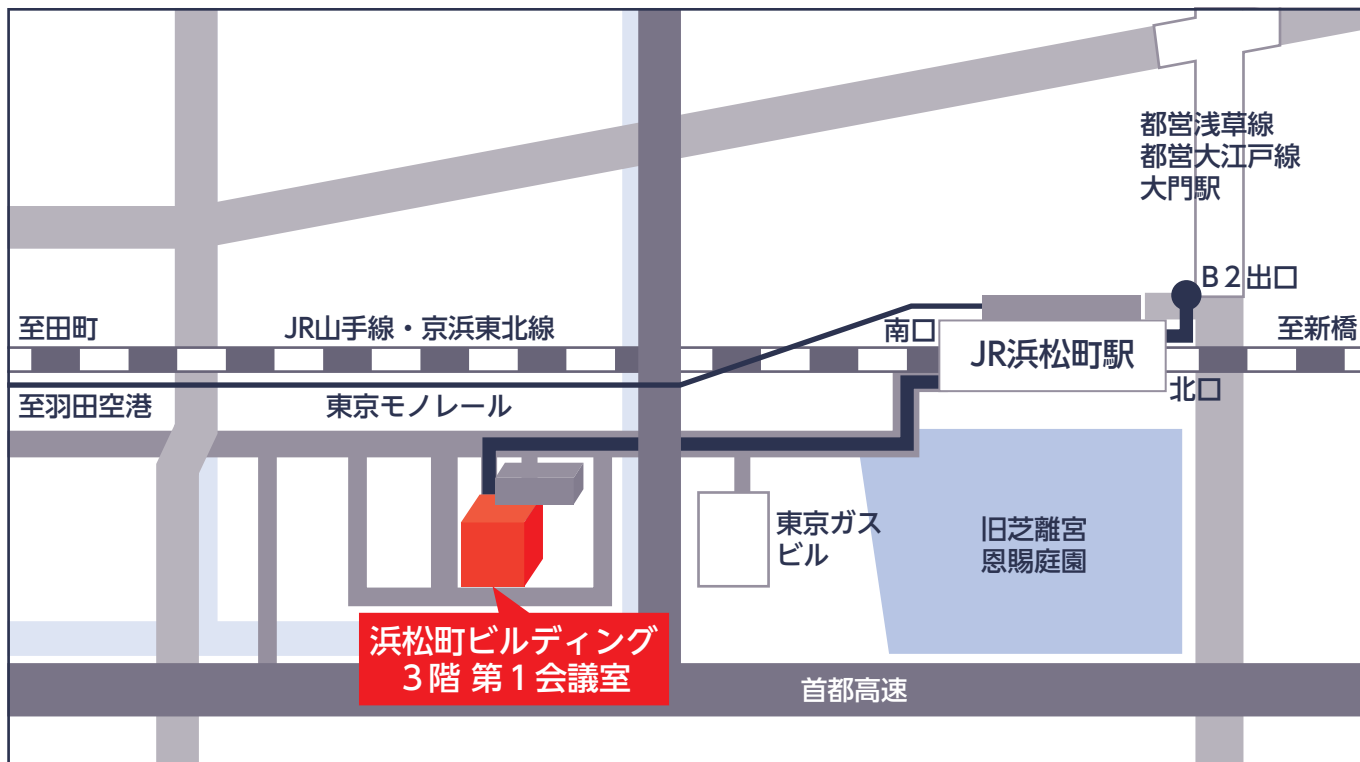
法人車両のリアルタイム位置情報活用と車両管理業務のDXにより、現場の業務効率化と安心・安全を提供する自社のクラウドサービスです。

ドライバーを中心に管理者やスタッフ、顧客などクルマに関わる全ての人の働き方改革を支援します。



MEMO

## 株主総会会場のご案内図



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**会場** 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
浜松町ビルディング 3階 第1会議室  
TEL 03-5159-2090

**交通** JR山手線・京浜東北線 浜松町駅  
南口より 徒歩約5分  
都営地下鉄 大江戸線・浅草線 大門駅  
B2番出口より 徒歩約12分

株式会社フレクト